

## 上ノ国町積算内訳書の提出に関する要領

平成 25 年 7 月 22 日訓令第 9 号  
令和 5 年 1 月 23 日訓令第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、上ノ国町が予定価格を事前公表して発注する、競争入札及び見積合わせ（以下「入札等」という。）の執行について、入札等の競争性を損なうことなく、一層の透明性、公正性を高めるため、入札等の参加者に対し積算内訳書の提出を求めることについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする入札等)

第 2 条 積算内訳書の提出を求める入札等の対象は、上ノ国町予定価格等の公表の実施要綱（平成 25 年上ノ国町訓令第 8 号）の規定により、予定価格を事前公表して行う全ての入札等とするものとする。

(積算内訳書の提出方法)

第 3 条 積算内訳書の提出方法は次によるものとする。

- (1) 積算内訳書は、入札書又は見積書を入れた封書と別にして提出することとする。
- (2) 積算内訳書は、入札等執行者が入札書又は見積書の提出箇所とは別に指示する箇所へ表面（記載面）を下にして提出することとする。
- (3) 積算内訳書の封書は不要とする。

(積算内訳書の内容及び様式)

第 4 条 積算内訳書の内容及び様式は、公告において特に定める場合を除き次によるものとする。

- (1) 見積用参考資料又は公示用設計図書の末尾に、入札時提出用の資料として工事費内訳書が添付された場合は、これに準じて作成することとする。
- (2) 上記以外の場合は、閲覧に供した設計図書の種別（工事工種体系レベル 3 程度）までの項目に対応した内容により作成することとする。
- (3) 前号の場合における積算内訳書の用紙のサイズは A 4 とし、別記様式のとおりとすることとする。
- (4) 積算内訳書の積算金額は、入札額と同額とすることとする。
- (5) 積算内訳書には、入札者の氏名を表記し押印することとする。
- (6) 積算内訳書が複数枚になる場合には、紙とじすることとする。ただし、割印は不要であるものとする。

(積算内訳書の取扱)

第 5 条 積算内訳書は次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 提出された積算内訳書は、返却しないこととする。
- (2) 提出された積算内訳書の変更若しくは取消は認めないこととする。
- (3) 提出された積算内訳書は、原則として非公開とすることとする。
- (4) 提出された積算内訳書は、当該入札等の契約締結が完了するまで保存することとする。

(入札の無効)

第 6 条 次の各号に該当する場合は、当該入札者の入札は無効としないが、入札手続終了後、「競争入札参加資格者指名停止事務処理要領」に基づく措置が行われる場合があるものとする。

- (1) 積算内訳書が提出されない場合（一部未提出、白紙を含む。）
- (2) 当該内訳書と無関係な書類である場合

- (3) 他の工事又は他の入札参加者が積算した積算内訳書と認められる場合
- (4) 入札書の金額と積算内訳書の積算金額が不一致の場合
- (5) 積算内訳書の適切な見積を行っていないと認められる場合
- (6) その他不備がある場合

附則

この訓令は、公布の日から施行し、令和5年4月1日以降に執行される入札等から適用する。

